

# 雇用促進税制等PT経過報告

## 1. 経緯

### 「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策（9月10日閣議決定）」抜粋

- ▶ 「雇用」を機軸とした経済成長を推進する観点から、政策税制措置を平成23年度税制改正において講ずる。このため、①健康・環境分野等をはじめとする雇用の創出のほか、②正規雇用化、③育児支援、④障がい者雇用などの視点を踏まえ、例えば、雇用の増加に応じ、企業の税負担を軽減する措置を講ずるなど、有効な税制措置の具体化を図る。
- ▶ 企業の環境関連の設備投資・技術開発等を推進するための税制上の措置を講ずる。
- ▶ 上記の税制措置について、税制調査会に雇用促進税制等の検討を行うプロジェクトチームを設置し、早急に議論を開始する。

### 【雇用促進税制等PT開催実績】

- |        |       |                              |
|--------|-------|------------------------------|
| 10月12日 | 第1回PT | 雇用の現況及び雇用対策について              |
| 10月14日 | 第2回PT | 既存の雇用関連租税特別措置等、雇用促進税制の外国事例   |
| 10月27日 | 第3回PT | 各府省の要望、団体ヒアリング               |
| 11月12日 | 第4回PT | 各府省の要望、雇用促進税制の検討課題           |
| 11月17日 | 第5回PT | 環境関連設備投資・技術開発等を推進するための税制上の措置 |

## 2. 雇用促進税制

### (1) 雇用の現況など

#### ① 雇用の現況及び雇用対策について

- 雇用情勢は持ち直しの動きが見られるものの、依然として厳しい状況にある  
(参考) 平成 22 年 9 月の完全失業率及び有効求人倍率
  - ・ 完全失業率：5.0% (前月より 0.1 ポイント改善)
  - ・ 有効求人倍率：0.55 (前月より 0.01 ポイント改善)
- 正規雇用者数は近年減少傾向、非正規雇用者数も平成 21 年には平成 15 年以来初めて減少。
- 我が国では、子育て期にある女性にとって、仕事と子育ての両立が難しい (M 字カーブ)。
- 障害者の実雇用率は上昇傾向にあるが、法定雇用率 (1.8%) 達成企業は半数以下。
- 厳しい経済環境下での雇用維持や就職困難者支援を目的に雇用関係の助成金が幅広く存在。

#### ② 既存の雇用関連租税特別措置等

- 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却、不動産取得税減税、事業所税減税
- 支援事業所取引金額が増加した場合の 3 年以内取得資産の割増償却
- 事業所内託児施設等の割増償却
- 事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除 (人材育成税制)

## (2) 団体からの意見

- 創業する企業に対する法人税減免など
- 新規採用や人材確保に取り組む企業に対する採用活動費や人件費の税額控除
- 成長産業での雇用拡大のため、前年比一定以上の従業員増があった場合、給与総額に応じた税制上の優遇措置
- 法人住民税・事業税、事業所税、固定資産税の見直し等

### (3) 制度設計に当たっての基本的考え方

#### ① 雇用促進税制の役割

- 雇用の受け皿となる成長企業を支援し、雇用が拡大することにより、消費需要が刺激され、成長に繋がる好循環を実現するというマクロ経済的な効果を発現させるため、本税制措置を成長企業の雇用拡大を支援するものと位置づける。
- 既存の助成金は就職困難者等の支援や厳しい状況下での雇用維持が中心となっており、上記のように成長企業の雇用拡大支援と位置づけることにより、助成金との役割分担を明確化。

#### ② 雇用促進税制の大枠

- 経済対策を踏まえ、雇用促進税制の大枠は『雇用を一定以上増やした企業に、税制上の優遇措置を付与する』こととする。
- 成長する企業を支援する措置と位置づける（結果として、多様な成長分野が対象となる）。
- 正規雇用化に関しては、労働法制上、正規・非正規雇用を定義しておらず、実務上も個別企業の正規雇用者数の確認は困難であるため、雇用関連の代表的制度である雇用保険の被保険者を常用的な雇用と捉えることとする。ただし、「雇用の質」の向上の観点から、支払給与額等に関する一定の要件を付加する。
- 育児支援及び障がい者雇用については、別途きめ細やかな対応をする。

## (4) 厚生労働省案

### 【雇用促進税制】

- 当該年度中に一定以上雇用を促進させた企業に対し、一定の要件の下、税負担を軽減する措置を講ずることとする。
  - ◇ 要件：① 年度中に一定以上雇用を増加させたこと
  - ② 年度中に事業主事由による離職をしていないこと
  - ③ 年度中に一定以上給与等支払い額を増加させていること など
- ◇ 措置：今後検討（1人当たり〇円の税額控除、給与等支払い総額の増額分の一定割合の税額控除、投資税額控除・特別償却等）

### 【育児支援】

- 次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けた企業が一定の範囲内で減価償却資産を取得等した場合、特別償却又は割増償却を出来る制度を創設する。

### 【障害者雇用】

- 障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度を延長するとともに、重度障害者の一層の雇用促進を図る観点から、適用対象の拡大を要望する。

### 3. 企業の環境関連投資・技術開発等を推進するための税制上の措置

#### 【経済産業省案】 グリーン投資減税

〔目的〕 エネルギーの環境への適合及びエネルギーの安定供給確保の実現のため、エネルギー起源 CO2 排出削減や再生可能エネルギー導入拡大に資する設備投資の加速化

〔対象者〕 青色申告を提出する法人等のうち、対象設備に対する投資を実施した者

#### 〔対象設備〕

- 産業、運輸、業務の部門ごとに対象設備を設定
- エネルギー使用の合理化に著しく資すること、又は、エネルギー消費に係る CO2 排出量が著しく低いこと
- エネルギー起源 CO2 排出量の削減に相当程度寄与することが見込まれる設備に重点化

〔措置の内容〕 エネルギー起源 CO2 排出削減又は再生エネルギー導入拡大に相当程度の効果が見込まれる設備・機器を取得し、1年以内に事業の用に供した場合、特別償却（40%）ができる（中小企業に限り、税額控除（7%）との選択的適用）。